

項目	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定(2024年4月改定)	三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定(2024年8月改定)
2	なし	三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定(以下「本規定」という。))は、「三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス」(以下「本サービス」という。))について当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という。))を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において本規定が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下「本利用契約」という。))。本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。	
3	1. 総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス	<p>(1) 総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービスの内容</p> <p>「三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス」(以下「データ伝送サービス」という。))とは、三井住友銀行のファームバンキングサービス契約者あるいは株式会社N T T データを経由して当行との取引に関するデータを受受するサービス(以下「共同CMS」という。))の利用者が占有・管理する端末(以下「端末」という。))を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。</p> <p>①振込依頼明細(給与または賞与の振込を除く)の総合受付およびその明細に基づく振込手続(以下「総合振込データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>②給与または賞与の振込依頼明細一括受付およびその明細に基づく振込手続(以下「給与(賞与)振込データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>③個人地方税の納付依頼明細一括受付およびその明細に基づく納付手続(以下「個人地方税納付データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>なお、契約者が「三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス申込書」(以下「申込書」という。))において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、個人地方税納付データ伝送サービスはご利用になれません。</p> <p>(2) 使用できる端末</p> <p>端末は、汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社N T T データが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たV A L U X接続I Dがインストールされた端末等のうち当行指定機種に限りします。</p> <p>(3) 依頼方法</p> <p>契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、契約者が占有・管理する端末より、以下の宛先に依頼内容を送信してください。</p> <p>①契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は当行所定の当行事務センター</p> <p>②契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は株式会社N T T データ(以下「共同CMSセンター」という。))</p> <p>(4) サービス取扱日・取扱時間</p> <p>データ伝送サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>(1) 総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービスの内容</p> <p>本サービスとは、三井住友銀行のファームバンキングサービス契約者あるいは株式会社N T T データを経由して当行との取引に関するデータを受受するサービス(以下「共同CMS」という。))の利用者が占有・管理する端末(以下「端末」という。))を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。</p> <p>①振込依頼明細(給与または賞与の振込を除く)の総合受付およびその明細に基づく振込手続(以下「総合振込データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>②給与または賞与の振込依頼明細一括受付およびその明細に基づく振込手続(以下「給与(賞与)振込データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>③個人地方税の納付依頼明細一括受付およびその明細に基づく納付手続(以下「個人地方税納付データ伝送」という。))を行うサービス</p> <p>なお、契約者がデータ伝送サービスに関する申込書(以下「申込書」という。))において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、個人地方税納付データ伝送サービスはご利用になれません。</p> <p>(2) 使用できる端末</p> <p>端末は、汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社N T T データが提供する「AnserDATAPORT」(以下「AnserDATAPORT」という。))に接続した端末、ファームバンキングサービスに関する申込書にて届け出たV A L U X接続I Dがインストールされた端末等のうち当行指定機種に限りします。</p> <p>(3) 依頼方法</p> <p>契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、契約者が占有・管理する端末より、以下の宛先に依頼内容を送信してください。</p> <p>①契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は当行所定の当行事務センター</p> <p>②契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は株式会社N T T データ(以下「共同CMSセンター」という。))</p> <p>(4) サービス取扱日・取扱時間</p> <p>本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。</p>
4	2. 承認証の取扱	<p>契約者は、データ伝送サービス契約締結後ただちに、申込書に記入した承認証を、端末から所定の方法で変更してください。また、承認証は、その後も契約者の責任において厳重に管理し、適宜同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した承認証を、当行に届け出た承認証とします。</p>	<p>契約者は、本利用契約締結後ただちに、申込書に記入した承認証を、端末から所定の方法で変更してください。また、承認証は、その後も契約者の責任において厳重に管理し、適宜同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した承認証を、当行に届け出た承認証とします。</p>
5	3. データ伝送サービス	<p>(1) データ伝送の依頼</p> <p>①契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は、総合振込データ伝送、給与(賞与)振込データ伝送および個人地方税納付データ伝送依頼(以下「データ伝送依頼」という。))は以下の方法で行ってください。</p> <p>イ 契約者は、当行所定の事項を記録した依頼明細データ(以下「依頼明細データ」という。))を、当行所定のフォーマットにより、申込書に記載のデータ伝送完了期限までに当行所定の当行事務センター宛送信してください。但し、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送完了期限を変更することがあります。</p> <p>ロ 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した企業コード、会社コード、通信暗証および送信暗証が、申込書の企業コード、会社コード、「三井住友銀行のファームバンキング申込書兼手数料引落依頼書」により当行に届け出た通信暗証(以下、「当行に届け出た通信暗証」という。))および送信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。</p> <p>②契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、データ伝送依頼は以下の方法で行ってください。</p> <p>イ 契約者は、依頼明細データを、当行所定のデータ伝送完了期限までに共同CMSセンター所定の方法で共同CMSセンター宛送信してください。</p> <p>ロ 当行がデータ伝送依頼を共同CMSセンターより受信した場合、当行が認識した会社コードが申込書の会社コードと一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。</p> <p>(2) データ伝送依頼の確認契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、ただちに申込書において指定した以下のいずれかの方法で、依頼明細データにおける振込の合計件数、合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。))その他の当行所定の事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。))を行ってください。但し、パソコンによる確認連絡は、サービスや端末の種類または接続方式により利用できない場合があります。</p> <p>①パソコンによる確認連絡</p> <p>イ 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行事務センター宛送信してください(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。))。</p> <p>ロ 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、申込書の企業コード、会社コードおよび当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの送信とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、振込指定日(個人地方税納付データ伝送の場合は納付日を指す。以下同じ。))、合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。</p> <p>ハ 契約者は、返信された内容を確認のうえ、依頼内容が正しい場合には、ただちに当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認証を当行所定の当行事務センター宛送信してください。</p> <p>②ファクシミリによる確認連絡</p> <p>イ 契約者は、当行所定の依頼書(以下「依頼書」という。))に所定の事項を記入のうえ、申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。</p> <p>ロ 依頼書が汚染等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載のうえ申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。また、契約者は依頼書を紛失した場合、当行所定の紛失届を提出してください。</p> <p>(3) データ伝送依頼の確定</p> <p>①以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、振込指定日に当行所定の方法で振込手続または個人地方税納付手続を行います。</p> <p>イ パソコンによる確認連絡の場合、前項に基づくパソコンによる確認連絡における通信暗証および承認証が申込書に記載のデータ伝送完了期限までに当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認証と一致した場合</p> <p>ロ ファクシミリによる確認連絡の場合、前項に基づく依頼書が申込書に記載のデータ伝送完了期限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合</p> <p>ハ AnserDATAPORT接続(ファイル一括連携方式)による照合データの場合、照合データの通信暗証および承認証が当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認証と一致のうえ、照合データの会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合</p> <p>②前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(4) 振込資金および振込手数料等の引落</p> <p>①当行は、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。))、当座勘定規定、納税準備金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の払出口座より引落します。</p> <p>②前号の引落は、振込または納付の依頼が確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書で「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料は、当行所定の日自動的に引落します。</p> <p>③振込資金および振込手数料の引落ができなかった場合(払出口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。))、当該データ伝送依頼は取り消されたものとして取扱います。</p>	<p>(1) データ伝送の依頼</p> <p>①契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は、総合振込データ伝送、給与(賞与)振込データ伝送および個人地方税納付データ伝送の依頼(以下「データ伝送依頼」という。))は以下の方法で行ってください。</p> <p>イ 契約者は、当行所定の事項を記録した依頼明細データ(以下「依頼明細データ」という。))を、当行所定のフォーマットにより、当行所定のデータ伝送完了期限までに当行所定の当行事務センター宛送信してください。但し、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送完了期限を変更することがあります。</p> <p>ロ 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した企業コード、会社コード、通信暗証および送信暗証が、申込書の企業コード、会社コード、ファームバンキングサービスに関する申込書により当行に届け出た通信暗証(以下、「当行に届け出た通信暗証」という。))および送信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。</p> <p>②契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、データ伝送依頼は以下の方法で行ってください。</p> <p>イ 契約者は、依頼明細データを、当行所定のデータ伝送完了期限までに共同CMSセンター所定の方法で共同CMSセンター宛送信してください。</p> <p>ロ 当行がデータ伝送依頼を共同CMSセンターより受信した場合、当行が認識した会社コードが申込書の会社コードと一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。</p> <p>(2) データ伝送依頼の確認契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、ただちに申込書において指定した以下のいずれかの方法で、依頼明細データにおける振込の合計件数、合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。))その他の当行所定の事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。))を行ってください。但し、パソコンによる確認連絡は、サービスや端末の種類または接続方式により利用できない場合があります。</p> <p>①パソコンによる確認連絡</p> <p>イ 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行事務センター宛送信してください(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。))。</p> <p>ロ 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、申込書の企業コード、会社コードおよび当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの送信とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、振込指定日(個人地方税納付データ伝送の場合は納付日を指す。以下同じ。))、合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。</p> <p>ハ 契約者は、返信された内容を確認のうえ、依頼内容が正しい場合には、ただちに当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認証を当行所定の当行事務センター宛送信してください。</p> <p>②ファクシミリによる確認連絡</p> <p>イ 契約者は、当行所定の依頼書(以下「依頼書」という。))に所定の事項を記入のうえ、申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。</p> <p>ロ 依頼書が汚染等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載のうえ申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。また、契約者は依頼書を紛失した場合、当行所定の紛失届を提出してください。</p> <p>(3) データ伝送依頼の確定</p> <p>①以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、振込指定日に当行所定の方法で振込手続または個人地方税納付手続を行います。</p> <p>イ パソコンによる確認連絡の場合、前項に基づくパソコンによる確認連絡における通信暗証および承認証が当行所定のデータ伝送完了期限までに当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認証と一致した場合</p> <p>ロ ファクシミリによる確認連絡の場合、前項に基づく依頼書が当行所定のデータ伝送完了期限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合</p> <p>②前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。</p> <p>(4) 振込資金および振込手数料等の引落</p> <p>①当行は、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。))、当座勘定規定、納税準備金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の払出口座より引落します。</p> <p>②前号の引落は、振込または納付の依頼が確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書で「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料は、当行所定の日自動的に引落します。</p> <p>③振込資金および振込手数料の引落ができなかった場合(払出口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。))、当該データ伝送依頼は取り消されたものとして取扱います。</p>
5. 免責事項	<p>(5) 記録の保存</p> <p>データ伝送サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 情報の開示</p> <p>法令、規則、行政庁の命令等によりデータ伝送サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(7) その他</p> <p>①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。</p> <p>②当行は、契約者に対して、データ伝送サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。</p> <p>③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、データ伝送サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。</p> <p>④三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定(以下、「本規定」という)の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行がデータ伝送サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者がデータ伝送サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>	<p>(5) 記録の保存</p> <p>本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 情報の開示</p> <p>法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(7) その他</p> <p>①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。</p> <p>②当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。</p> <p>③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。</p> <p>④本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>	

7	<p>6. 解約等</p> <p>(1) 解約方法 データ伝送サービス契約は当事者の一の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。</p> <p>(2) 払出口座の解約 申込書の払出口座が解約されたときは、その口座に関するデータ伝送サービス契約は解約されたものとみなします。</p> <p>(3) サービス中止の事由 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくデータ伝送サービス契約の効力の全部または一部を中止することができます。</p> <p>①3ヶ月以上わたりデータ伝送サービスの利用がない場合 ②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくデータ伝送サービス契約を解約することができるものとします。</p> <p>①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記6.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記3.(4)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合 ⑧契約者が当行に届け出た事項(データ伝送サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすがたが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合 ⑨契約者が当行に預託した資産(データ伝送サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、データ伝送サービスの利用がなかった場合(但し、前記3.(4)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます) ⑫相続の開始があった場合 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合</p>	<p>(1) 解約方法 本利用契約は当事者の一の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。</p> <p>(2) 払出口座の解約 申込書の払出口座が解約されたときは、その口座に関する本利用契約は解約されたものとみなします。</p> <p>(3) サービス中止の事由 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。</p> <p>①3ヶ月以上わたり本サービスの利用がない場合 ②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記6.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記3.(4)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合。 ⑧契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすがたがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合。 ⑨契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合。 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記3.(4)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)。 ⑫相続の開始があった場合。 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合。</p>
8	<p>7. 届出事項の変更等</p> <p>(1) 届出事項の変更 暗証番号、払出口座番号等届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面により申込書の取扱店宛ただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</p>	<p>(1) 届出事項の変更 暗証番号、払出口座番号等届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により申込書の取扱店宛ただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い 上記(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</p>
9	<p>8. サービスの停止および廃止</p> <p>当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することを含むものとします)をもってデータ伝送サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつデータ伝送サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>	<p>当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することを含むものとします)をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>
10	<p>10. 契約期間</p> <p>データ伝送サービス契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>本利用契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
11	<p>11. 規定の変更</p> <p>(1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなくデータ伝送サービス契約を解約することができるものとします。</p> <p>(2) 本規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のデータ伝送サービス契約、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、データ伝送サービスの申込およびデータ伝送サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。</p>	<p>(1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(2) 本規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本利用契約、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込および本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。</p>
12	<p>12. 権利・義務の譲渡・質入の禁止</p> <p>契約者は、データ伝送サービス契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。</p>	<p>契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。</p>